

一般社団法人農業食料工学会 代議員及び役員選出規程案

【下線が従来規程との大きな相違点、赤字は説明用、マーカー箇所は未決事項】

(2000年0月 制定)

(選挙管理委員会) 【従来の選挙運営を踏襲】

第1条 会長は、委員長と若干の委員で構成される選挙管理委員会を主たる事務所に置き、一般社団法人農業食料工学会定款（以下「定款」という。）第12条ならびに第16条に関わる選挙事務の運営に当たらせる。委員長は会長が任命する。

(代議員の選挙資格と被選挙資格) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第2条 代議員の選挙資格者（有権者）は、改選前年度の9月末日までにその年度までの会費を完納した正会員、永年会員及び名誉会員とする。ただし、長期外国在住者は、選挙資格者としない。

2. 代議員の被選挙資格者は、改選前年度の9月末日までにその年度までの会費を完納した正会員とする。ただし、長期外国在住者は、被選挙資格者としない。

(代議員の定数と地区ブロック) 【従来の支部通則の内容を踏襲】

第3条 代議員の定数は、定款第11条の定めるところにより選挙ごとに理事会で定める。

2. 各地区ブロックに割り当てる代議員の定数は、各地区ブロックの正会員数による比例配分により定められる。

3. 各地区ブロックの範囲に属する都道府県は、各地区ブロックに対応して下表右欄に掲げる都道府県とする。

| 地区ブロック名 | 都道府県名 |
|---------|---|
| 北海道地区 | 北海道 |
| 東北地区 | 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島 |
| 関東地区 | 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 山梨, 長野, 静岡 |
| 関西地区 | 石川, 福井, 岐阜, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 徳島, 香川, 愛媛, 高知 |
| 九州地区 | 山口, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄 |

(地区ブロック長の選出)

第4条 各地区ブロックには選挙を管轄するために地区ブロック長を定める。

2. 各地区の地区ブロック長は、正会員の中から会長が任命する。

地区ブロック長

従来の支部長を想定した記載内容である。支部は法人化しないため、支部や支部長という文言は規程には使えない。そこで新たに本部付の役職となる「地区ブロック長」というポストを設けることで、従来の選挙制度を可能な限り踏襲する。

(代議員選挙の事務) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第5条 選挙管理委員長は第2条及び第3条第2項に基づいて、代議員の選挙資格者及び被選挙資格者、各地区ブロックの代議員数を決定する。

2. 選挙管理委員長は、代議員の選挙資格者名簿及び被選挙資格者名簿、各地区ブロックに割り当てる代議員の定数、投票用紙を各地区ブロック長へ送付し、選挙事務を依頼する。

3. 各地区ブロック長は、代議員の選挙資格者名簿及び被選挙資格者名簿の確認、被選挙資格者名簿及び、投票用紙の選挙資格者への送付、投票用紙の回収及び開票、当選者の決定及び選挙管理委員会への報告等の選挙事務を行う。

(代議員候補者の推薦) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第6条 各地区ブロック長は、当該地区の次期代議員候補を推薦し、有権者に通知する。この場合、推薦候補者の数は、代議員定数の1.5～2倍とする。

(代議員の選出方法) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第7条 代議員選挙は、当該地区代議員選挙資格者の郵便による無記名投票とし、定数の半数以上から定数までの氏名を投票用紙に記載するものとする。ただし、定数が奇数の場合は、端数を切り上げた数を半数とする。

(無効投票) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第8条 次の投票は無効となる。

- (1) 有効に記載された氏数の数が本規程に合致しないもの
- (2) 期日に遅れて発送したことが郵便の消印によって認められるもの
- (3) 投票用紙、封筒等が本会所定のものでないもの

2. 前項第1号において、重複記入された同一候補者名は1名記載とみなし、また、被選挙資格者以外の氏名は無効記載として扱う。

(代議員当選者の決定) 【従来の評議員選挙を踏襲】

第9条 代議員当選者決定については、得票数の多いものから順次当選者とし、得票数が等しい場合は、年長順とする。

2. 代議員に欠員を生じ、前任者の残任期間が1年を超えるときは、当該代議員を

選出した地区ブロックの地区ブロック長は、補欠当選者を選任し、その結果を会長に報告するとともに当選者に通知する。

(代議員選挙結果の報告) **【従来の評議員選挙を踏襲】**

第10条 地区ブロック長は、選挙の結果を選挙管理委員長が定めた日までに同委員長に報告しなければならない。

(理事及び監事の選挙資格と被選挙資格) **【従来から一部修正】**

第11条 理事及び監事の選挙資格者と被選挙資格者は、次期代議員に選出された者とする。ただし、会長は正会員の中から副会長候補2名ならびに理事候補7名以内を推薦し、総会の承認を経てこれを選任することができる。

会長の理事推薦枠について

法人化後も支部長は、本会理事として継続的に学会運営に携わってもらう必要がある。しかし、支部は法人化しないため、現行のように支部長を自動的に理事に選任することが困難となる。そこで、会長による理事推薦枠を現状の2名から支部長5名を含む7名以内とし、また、7名のうち5名は支部長枠としたい。なお、現行の選挙規程での理事定数(20名以内)は、「会長推薦枠(副会長2名、理事2名以内)及び支部長5名を除いた数」が選挙で決まる実数となっており、実質的な変更には繋がらない。

(理事の定数) **【従来を踏襲】**

第12条 理事の定数は、定款第16条に定めるところにより選挙ごとに理事会で定める。なお、選挙によって選出される理事の定数は、20名の範囲内で会長推薦枠(副会長2名、理事7名以内)を除いた数とする。なお、会長の理事推薦枠のうち5名以内は次期の各地区ブロック長候補者とし、各地区ブロックの正会員からそれぞれ選出する。 <次期地区ブロック長候補者=次期支部長を指す。支部長選挙の方法は支部毎に異なるが、いずれの支部長も正会員の資格を有しているため、その点を限定する記載とした>

(理事及び監事の選出方法) **【従来を踏襲】**

第13条 理事及び監事の選挙方法は、代議員の無記名投票による互選とし、理事の選挙においては定数の半数以上から定数まで、監事の選挙においては2名を記載するものとする。ただし、定数が奇数の場合は、端数を切り上げた数を半数とする。なお、選挙管理委員長は、投票用紙と併せて、各地区ブロックにおいて選出された代議員全員の名簿を各代議員に送付する。

2. 理事及び監事の当選者の決定については、票数の多いものから順次当選者とし、

得票数が同数の場合は、年長順とする。

3. 選出された理事が副会長，若しくは会長推薦理事に指名されたとき，又は理事に欠員を生じ前任の残任期間が1年を超えるときは，次点者を順次繰り上げて補充することができる。＜理事は定款に定める定員枠（3～20名）であれば、欠員が生じて法的な問題はないため、“ことができる”を追記した。原則として、役員の選任は総会マターとなるため、補充を行う場合には臨時総会の開催が想定される。＞

4. 理事及び監事の選挙に当たって双方に当選した者がある場合においては，本人の選択によっていずれかに定め，それによって生じた欠員は，次点者をもって補充する。＜この場合は補充が普通と考えるので，“ことができる”は不要。原則として、役員の選任は総会マターとなるため、補充を行う場合には臨時総会の開催が想定される。＞

5. 無効投票について，第8条に準ずる。

（会長の選挙資格）【従来を踏襲】

第14条 会長の選挙資格者は，次期代議員に選出された者とする。

（会長の被選挙資格）【従来を踏襲】

第15条 会長の被選挙資格者は，次期理事に選出された者（連続2期以上の会長及び連続3期以上の理事を除く）とする。

（会長候補の選出方法）【従来から一部修正】＜会長選任は理事会マターなので、代議員選挙で直接選べなくなる。そこで会長候補者を選び、理事会で承認する手続きを取る。＞

第16条 会長候補の選出は，代議員の3分の2以上による無記名単記投票とし，その有効投票数の過半数の票を得たものを会長候補者とする。

2. 前項の場合において過半数を得た者がいないときは，上位3名を候補者として，無記名投票を行い，過半数を得た者を会長候補者とする。なお，候補者名はそれぞれの得票数を示さずに五十音順に列記するものとする。

3. 前項の場合において，なお過半数を得た者がいないときは，上位2名を候補者として，前項に準じた方法で選出する。

4. 得票数が同数の場合，年長者を上位とする。

5. 無効投票については，第8条に準ずる。

（役員選挙結果の報告）

第17条 選挙管理委員長は，役員選挙の結果を当選者に通知するとともに理事会，総会，会員集会に報告し，学会誌において会員に公示する。

(規程の変更)

第18条 本規程の変更は、理事会の議決を行い、学会誌に公示する。

附則

本規程は2000年〇月〇日から施行する。